

令和3年度 上越市中山間地域の強みをいかした 農産物等販売促進事業補助金募集

～中山間地域の農業者等の販売促進活動を支援します～

補助内容

上越市では、中山間地域で生産される農産物・農産加工品の自主的な販売に取り組む中山間地域の農業者等の皆さんに対し、営業活動、販売促進活動に要する経費の一部を補助します。なお、申請は先着順で受け付け、予算額に達し次第、募集を終了します。

募集期間

令和3年4月1日（木曜日）から予算額に達するまで

補助要件等



補助金の区分	補助対象者		販売活動の補助対象となる農産物	補助対象経費	補助率、補助上限額
	共通要件	区分毎の要件			
①一般枠	○次のいずれにも該当する方 ・上越市中山間地域振興基本条例第2条第1項に定める区域*（中山間地域）に所在している方	○次のいずれにも該当する上越市内の農業者等 A. 認定農業者 B. 中山間地域等直接支払交付金制度の集落協定又は個別協定を締結している方	中山間地域で生産された農産物・農産加工品	中山間地域の農産物・農産加工品の営業活動又は販売促進活動に要する経費のうち、以下の経費 ・旅費 ・役員費 ・広告宣伝費 ・出展費 ・農産物等の高付加価値化に要する経費 他	補助率 1/2 以内 上限額 20万円
②団体枠	・市税を完納している方	○次のいずれにも該当する団体 A. 市内中山間地域の農業者三者以上で構成する団体 B. 農産物等の高付加価値販売活動に取り組む団体			補助率 1/2 以内 上限額 30万円

※上越市中山間地域振興基本条例第2条第1項に定める区域（中山間地域）

→金谷区、谷浜・桑取区、安塚区、浦川原区、大島区、牧区、柿崎区、吉川区、中郷区、板倉区、清里区及び名立区の区域（都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の区域を除く。）並びに市長が認める区域

※補助金は、補助金の区分①、②のいずれか一つについて、一年度1回限り申請できます。

注意事項・申請手続き等

事業実施前に補助金の申請が必要です（既に実施済みの事業は補助の対象になりません）。詳しくは、市のホームページをご覧ください。申請書様式もダウンロードできます。

◆◆提出先・問合せ先◆◆

〒943-8601 上越市木田1-1-3 上越市農林水産部農村振興課 販売促進係
TEL 025-526-5111 (内線 1276・1812) FAX 025-526-6114
Eメールアドレス nousonshinkou@city.joetsu.lg.jp



上越市中山間地域の強みをいかした農産物等販売促進事業補助金 補助の対象となる農産物の種類、具体的な取組例について

販売促進活動の補助対象となる農産物の種類

上越市の中山間地域（チラシ表面参照）で生産された農産物・農産加工品

補助対象となる具体的な取組例

以下は補助の対象となる取組の一例です。

相談は随時受け付けております。「こんな取組を考えているんだけど…補助の対象になるかな」など、お気軽に以下までお問い合わせください。

なお、補助の対象となるのは、事業実施前の取組に限ります。（事業実施後の申請はできませんのでご注意ください）

補助対象経費	補助の対象となる具体的な取組例（補助対象経費の内容）
旅 費	・農産物等の販売、商談会出席、研修、打合せ活動のための移動又は宿泊に要する経費 など
役 務 費	・チラシ等の郵送に要する経費 など
広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> ・販促資材（チラシ、上越産をPRするダンボール箱など）の作成に要する経費 ・農産物等をPRするウェブサイトの開設、改良に要する経費 ・ウェブサイト、インターネットショップ及びチラシ等に掲載するためのプロカメラマンによる写真撮影に要する費用など ・農産物等を販売するため、自社インターネットショップの開設、改良に要する経費 ・農産物等を販売するため、インターネットショッピングモール（楽天、Yahoo!ショッピング、新潟直送計画など）への出店に要する経費 ・新聞、インターネット等での広告に要する経費 など
出 展 費	・商談会等への出展に要する経費 など
農産物等の高付加価値化に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・雪下、雪室野菜等の生産、棚田米等の雪室貯蔵に要する保管費用等の経費（雪室の使用料、簡易雪室の設営費等） <p>※この経費は、旅費、役務費、広告宣伝費、出展費のうち、いずれか一つ以上の上の補助対象経費と組み合わせて補助対象事業を実施する場合のみ、補助対象経費とします。</p>

※その他、市が必要と認める経費が補助の対象になることがあります。

◆◆問合せ先◆◆

〒943-8601 上越市木田 1-1-3 上越市農林水産部農村振興課 販売促進係
TEL 025-526-5111 (内線 1276・1812) FAX 025-526-6114
Eメールアドレス nousonshinkou@city.joetsu.lg.jp



「上越市中山間地域の強みをいかした農産物等販売促進事業補助金」の
制度概要・令和3年度の変更点について

1 中山間地域農業の現状及び課題

中山間地域などの農業生産条件が不利な地域は、とりわけ農業の担い手も不足し、中山間地域の農業の衰退ばかりか、国土保全などの公的機能の損失も懸念されています。

そこで、市では、中山間地域農業を維持させる手段として、米をはじめとした中山間地域農産物・農産加工品の有利販売をより一層進めることが重要と考えております。

2 令和3年度の制度見直しの目的

中山間地域の農業者等が、農産物等の販売拡大を図ることにより、農業者の所得向上、ひいては、中山間地域農業の振興及び営農の継続による農地の維持につなげることを目的とします。

3 令和3年度の制度見直しの内容（変更点）

変更点	説明
(1) 補助対象事業区分の名称変更	「販売促進協議会枠」の名称を「団体枠」に変更
(2) 一般枠の要件変更	C.「耕作面積が100ha未満である方」の規定を削除
(3) 団体枠の要件変更	・A.「市内中山間地域の複数集落に存する農業者三者以上で構成する団体」のうち、「複数集落に存する」を削除。 ・B.「中山間地域の活性化及び農業者の所得向上を設立の目的とする団体」を削除。
(4) 補助対象経費の追加	「農産物等の高付加価値化に要する経費」を追加

■新旧制度比較表（補助区分毎の補助条件） ※平成30年度事業開始

補助対象事業区分	補助対象者			販売活動の補助対象となる農産物	補助対象経費		補助限度額
	共通要件	区分毎の要件			R2	R3	
		R2	R3				
① 一般枠	○次のいずれにも該当する方 ・上越市中山間地域振興基本条例第2条第1項に定める区域（中山間地域）に所在している方 ・市税を完納している方	○次のA～Cまでのいずれにも該当する方 A. 認定農業者 B. 中山間地域等直接支払交付金制度の集落協定又は個別協定を締結している方 C. 耕作面積が100ha未満である方	○次のいずれにも該当する方 A. 認定農業者 B. 中山間地域等直接支払交付金制度の集落協定又は個別協定を締結している方	中山間地域で生産された農産物・農産加工品	中山間地域の農産物・農産加工品の営業活動又は販売促進活動に要する経費のうち、以下の経費 ・旅費 ・役務費 ・広告宣伝費 ・出展費 ・他	中山間地域の農産物・農産加工品の営業活動又は販売促進活動に要する経費のうち、以下の経費 ・旅費 ・役務費 ・広告宣伝費 ・出展費 ・農産物等の高付加価値化に要する経費※ 他	補助率 1/2 以内 上限額 20万円
② 販売促進協議会団体枠	○次のA～Cまでのいずれにも該当する団体 A. 市内中山間地域の複数集落に存する農業者三者以上で構成する団体 B. 中山間地域の活性化及び農業者の所得向上を設立の目的とする団体 C. 農産物等の高付加価値販売活動に取り組む団体	○次のいずれにも該当する団体 A. 市内中山間地域に存する農業者三者以上で構成する団体 B. 農産物等の高付加価値販売活動に取り組む団体	補助率 1/2 以内 上限額 30万円				

※農産物等の高付加価値化に要する経費は、旅費、役務費、広告宣伝費、出展費のうち、いずれか一つ以上の補助対象経費と組み合わせて補助対象事業を実施する場合のみ、補助対象経費とします。

◆◆提出先・問合せ先◆◆

〒943-8601 上越市木田1-1-3 上越市農林水産部農村振興課 販売促進係
TEL 025-526-5111 (内線1276・1812) FAX 025-526-6114
Eメールアドレス nousonshinkou@city.joetsu.lg.jp

